

食安輸発0730第4号  
平成25年7月30日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

「平成25年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について  
(中国産ねぎ(わけぎを含む。))のアルジカルブ及びアルドキシカルブ並びに  
ペルー産キノアのメタミドホス)

「平成25年度輸入食品等モニタリング計画」については、平成25年3月29日付け  
食安輸発0329第3号(最終改正:平成25年7月19日付け食安輸発0719第1号)に基  
づき実施しているところです。

今般、下記の食品について検査命令を解除したことから、平成25年度輸入食品監  
視指導計画に基づき、モニタリング検査の頻度を30%として対応することとし、上  
記通知の別表第2に下記を追加しますので、御了知の上、関係業者等への周知方よ  
ろしくお願いします。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目
平成25年7月30日	中国	ねぎ(わけぎを含む。)及びその 加工品 (簡易な加工に限る)	残留農薬 (アルジカルブ及び アルドキシカルブ)
平成25年7月30日	ペルー	キノア及びその加工品 (簡易な加工に限る)	残留農薬 (メタミドホス)